

令和3年1月12日

地域ケアプラザご利用様 各位

東山田地域ケアプラザ
所長 堂前 裕子

「緊急事態宣言」発令に係る施設利用方法の一部変更について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

皆様には、日頃より当ケアプラザの運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

1月7日に発令された「緊急事態宣言」に基づき「市民利用施設に関する横浜市対応方針」が決定されました。この方針に従って、令和3年1月12日より「緊急事態宣言」解除日まで、当ケアプラザの施設利用時間及び利用方法を一部変更することとなりましたので、お知らせいたします。

今後とも、引き続きご不便、ご迷惑をおかけする場合も予想されますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 施設の利用（貸館）について

(1) 開館時間

平日・土曜日 9時～18時（1か月前までに利用申請があれば、20時まで使用可能）
日曜・祝日 9時～17時

(2) 施設利用人数について

利用人数については、下記にお示しした通り、従来の定員の50%とします。

| | |
|-----------|------------|
| 多目的ホール | <u>25名</u> |
| ボランティアルーム | <u>7名</u> |
| 調理室 | <u>4名</u> |

(3) 活動内容の一部制限と注意事項

- ・利用者同士の密集や近距離で対面することがないように留意し、最低限人と人が接触しない程度の間隔（目安1m）をとってください。
- ・活動する際は、マスク等を必ず着用してください。
- ・麻雀・囲碁・将棋等、消毒が困難な備品を使用する活動の場合、必要な備品（麻雀牌、将棋の駒、碁石等）はできる限りご持参ください。
- ・飲食利用は可能ですが、感染防止策の徹底（特に会話する際のマスク等の着用の徹底）をすることを条件とさせていただきます。

(4) 感染防止対策について (お願い)

- ① ご自宅での検温をお願いします。体調不良の場合は活動をお控えください。
活動代表者の方は、参加者の健康状態や緊急時の連絡の把握をお願いいたします。
(参加者の氏名、連絡先を所定の用紙にご記入いただきます。)
- ② 入館時には手指の消毒をお願いいたします。
- ③ 館内でのマスクの着用をお願いいたします。
- ④ 室内は換気を十分に行ってください。
- ⑤ 物品の貸出しは原則行いません。(ただし、調理器具については数量を減らし貸出します)
- ⑥ 終了後に室内等の消毒を実施するため、30分程度早めに活動を終了してください。
- ⑦ 万一、感染が確認された場合の追跡調査にご協力をお願いいたします。
- ⑧ その他、感染防止に必要な対応をさせていただく場合があります。

(5) 施設利用の相談及び受付について

平日・土曜日 9時～18時

日曜・祝日 9時～17時

2. 地域包括支援センターの相談業務について

地域ケアプラザでの施設内での面接・電話等による相談は、下記の時間内となります。

月曜日から日曜日 9時～17時

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 東山田地域ケアプラザ

担当：小後摩

電話：045 (592) 5975